

かつら川

No.194



▲牛倉神社例大祭(上野原市提供)

主な目次

大月法人会第15回定時総会	2
山梨県法人会連合会第14回定時総会	3
大月税務署管内関係民間団体長会	6
支部活動報告	6
青年部会活動報告	6
女性部会活動報告	10
その他の活動報告	13

令和9年度税制改正に関する提言(山梨県連) ..	14
大月税務署人事異動のお知らせ	18
大月税務署からのお知らせ	20
法人会 自主点検チェックシート	24
健康情報(食事と健康)	26
第64回神社めぐり(牛倉神社)	27

消費税期限内納付
法人会一声運動



大月法人会 第十五回定時総会・特別講演会

令和八年五月二十五日(月)、ホテル
鐘山苑に於いて開催。定時総会開会
前に、「ヒゲの隊長」こと前参議院
議員の佐藤まさひさ氏による「我が
国の安全保障環境について」と題す
る特別講演会を開催し、会員・一般
含め百五十名が聴講されました。

来賓名

大月税務署長 松田 泰尚様
東京地方税理士会 高橋 範朗様
大月支部長 高橋 範朗様
山梨県法人会連合会 副会長 佐々木宏明様
大月税務署法人課税第一部門 統括国税調査官 辰野美喜江様
大月税務署法人課税第一部門 審理担当国税調査官 杉沼遼太郎様
山梨県法人会連合会 専務理事 酒井 信様

表彰

一、退任役員表彰状 小笠原能久様
前専務理事
二、会員増強表彰 都 留 支部
銀賞 富士吉田統括支部
銀賞 保障制度元請会社優績社員表彰
大同生命保険株式会社 前川まゆみ様
アフラック生命保険株式会社代理店
エスプラン株式会社 白井恵美子様
大同生命保険株式会社多摩支社
甲府営業所長 上大谷昌幸様
AIG損害保険株式会社
山梨支店長 西須 正樹様
アフラック生命保険株式会社
山梨支社長 中瀬 昌行様



特別講演会 佐藤まさひさ氏



退任役員表彰状贈呈



税理士会 高橋範朗大月支部長 ご祝辞



大月税務署 松田泰尚署長 ご祝辞



大月法人会 山口照義会長 挨拶

(3)



懇親会 辰野統括官 乾杯ご発声



山梨県連 佐々木宏明副会長 ご祝辞



**山梨県法人会連合会
第十四回定時総会**

令和八年六月二十五日(木)、アピオ
甲府に於いて開催され、当会より
十四名が出席。

令和七年度決算報告の承認を始
め、予定されていた議案すべてが原
案通り承認可決されました。

総会終了後の表彰式において、当
会より次の方々が表彰されました。
おめでとうございます。



理事

三浦化成工業(株) 三浦 信様



理事

(株)龍美建設 清水美恵子様

全国法人会総連合 功労者表彰



理事

山二商事(株) 赤澤 克夫様



常任理事

(株)尾形製作所 尾形 直様

山梨県法人会連合会 功労者表彰

正副会長会

八月二十日(木)、午後四時三十分
より都留市内「山一」に於いて開催。
以下の議題について協議。

議 題

- 一、今後の主要事業について
(理事会等日程調整含む)
- 二、法人会全国大会(茨城大会)に
ついて
- 三、法人会館改修修繕(地震による
天井板・エアコン損傷等)につ
いて
- 四、関係民間団体長会会長感謝状候
補者について
- 五、令和九年度任期満了による役員
改選について
- 六、会員増強への取組について
- 七、その他



正味財産増減計算書合計表

(単位：円)

科 目	令和7年度予算	令和7年度決算	令和8年度予算
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	14,000	3,250	17,500
特定資産運用益	120,000	122,850	151,411
受取会費	12,600,000	12,464,000	12,271,000
事業収益	8,725,000	7,049,022	8,305,000
受取補助金等	9,824,700	10,086,700	10,291,500
受取負担金	1,678,000	1,608,000	1,608,000
寄附金	200,000	205,187	180,000
雑収益	546,000	725,516	358,800
経 常 収 益 計	33,707,700	32,264,525	33,183,211
(2) 経常費用			
公益目的事業	21,949,200	20,795,123	23,329,944
収益事業等	8,484,740	7,612,696	8,869,013
管理費	3,221,214	3,526,578	3,524,307
経 常 費 用 計	33,655,154	31,934,397	35,723,264
当期一般正味財産増減額	52,546	330,128	△ 2,540,053
一般正味財産期首残高	237,956,043	237,956,043	238,286,171
一般正味財産期末残高	238,008,589	238,286,171	235,746,118
II. 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	9,445,000	9,445,000	9,736,600
受取全法連助成金	9,445,000	9,445,000	9,736,600
受取県連助成金			
一般正味財産への振替額	△ 9,445,000	△ 9,445,000	△ 9,736,600
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III. 正味財産期末残高	238,008,589	238,286,171	235,746,118

大月法人会役員

(順不同、敬称略)

顧問

原田 威

★小笠原能久

相談役

新名 米光

外川 凱昭

細田 幸次

志村美貴代

高橋 範朗

★飯嶋 久

会 長

山口 照義

副会長

川上洋一郎

堀江 俊隆

鈴木 誠一

外川正知恵

渡邊 和彦

★餌取 一成

専務理事兼事務局長

★上杉 昇

常任理事

土屋きよ美

尾形 直

三木 範之

西室 信男

小林 清哲

吉沢 秀雄

堀内光一郎 富士急行(株)

桑原 誠 秋山土建(株)

小佐野昇一 (有)こみたけ売店

宮下 崇 テクト(株)

羽田 広樹 (株)丸格建築

大石 秀世 (株)アトラス測量

渡邊 良孝 登り坂石油(株)

理事

白木 孝郎 三共建設(株)

守屋 博文 (株)トーホー

市川 公子 市川リース(株)

清水美恵子 (株)龍美建設

佐々木弘之 (株)田中屋

天野 統一 濱野屋ティートラスト(有)

市川 賢一 (有)大中精機製作所

赤澤 克夫 山二商事(株)

金巻 裕 (有)中村薬局

山口 光子 (有)山口製作所

奥秋 公大 奥秋建設(株)

中村 武 中村エンジニアリング(株)

★堀内 慎也

菊地 明久 (株)長田電材工業

鶴田みさ子 (株)ツルタ

桑原 大輔 桑原電業(株)

白須 一政 (株)シラス自工

大森 雄介 (株)大森工務所

渡邊 千恵 吉田タクシー(有)

白井恵美子 エスプラン(株)

渡邊 三雄 三和建設(株)

山下佐一郎 芙蓉実業(株)

横打香代子 (株)山梨重機

武川 哲也 (株)CATV富士五湖

河野 大介 (有)河野保険事務所

大森 保廣 (株)大森林業所

三浦 信 三浦化成工業(株)

河内 正子 (有)サンスペースアメニティ

天野 隆司 丸三合同会社

井出 泰済 (株)富士レークホテル

井出 隆 井出電気(株)

松浦 潤一 (株)エムティーシー

倉澤 光代 (株)協和生コン

外部理事

佐藤 明弘 佐藤測量事務所

監 事

萩原 秀祥 (株)ユーシン

小谷田 融 富士観光開発(株)

外部監事

瀧森 義則 瀧森義則税理士事務所

理事相当

吉澤 武司 富士航空電子(株)

新名 公男 (株)新名製作所

小泉 裕次 (株)ユーキ

平井 勉 (株)平井製作所

小林 宏好 (有)一木材(株)

土屋 和也 (有)土屋輪業

小俣 真吾 (株)丸真建設

佐波 佳子 (株)サナミ製作所

堀内 花代 堀建トーヨー住器(株)

佐藤 誠 (株)佐藤ダンボール

細田 浩一 (株)セントラルモータース

餌取由香利 (有)印刷エトリ

小林 大希 (株)丸大産業

山崎 泰洋 山崎織物(株)

大谷 和伸 オオタニデンカ(株)

前田 市郎 (株)前田源商店

前田正太郎 (株)マエセン

萱沼 孝夫 (株)萱沼商事

小池 久司 (有)小池時計店

渡辺 浩次 渡秀工業(株)

小野耕太郎 フジヤマ(株)

羽田早一郎 (株)羽田印刷

中村 哲 (有)丸正電器

池上美奈子 (株)池上工務店

中村 元 (有)東京屋製菓

相生 光晴 富士急行(株)

岩田 伸吾 (有)寿司華

奥脇 芳弘 宮川電気(株)

伊東 貴也 ふじさんリゾート(株)

吉元 潤 吉田精工(株)

小山田可能子 (有)富士エコープレミアム

渡辺 教彦 (株)渡辺工務店

渡辺 松氏 (有)旅館松屋

三浦 敬伯 (株)サイコ

三浦雄一郎 (有)森の家久野屋

(★印は新任)

関係民間団体長会 関係民間団体意見交換会

大月税務署管内関係民間団体長会が六月十日(水)、大月税務署会議室に於いて開催され、令和七年度事業・決算報告及び令和八年度事業計画・予算案を原案通り承認。

七月二十二日(水)、ホテル鐘山苑に於いて、大月税務署定例人事異動後初めての関係民間団体長会を開催後、税務署幹部職員及び団体役員等総勢八十名出席の下、意見交換会が開催され、新任の藤淵一久大月税務署長以下署幹部職員の紹介を始め、税務署との意見交換並びに団体役員相互の親睦・交流が図られました。



租税教育推進協議会定期総会

五月二十七日(水) 大月市民会館



支部活動報告

富士吉田・河口湖支部合同役員会
七月二日(木) 都留信用組合本店



青年部会活動報告

青年部会第十五回定時総会
五月二十五日(月) ホテル鐘山苑





株式会社 龍美建設

総合建設工事一式

山梨県大月市賑岡町奥山1043

TEL 0554-22-3881 FAX 0554-22-4629



プラスチック射出成形加工 / 2色成形加工 / 金型設計製作

三浦化成工業株式会社

代表取締役 三浦 信

〒401-0512
山梨県南都留郡忍野村内野582番地
TEL 0555-84-2341
FAX 0555-84-3771
E-mail : mk-miura@miuraka.co.jp
ホームページ : <https://www.miuraka.co.jp>

ISO 9001 : 2015 認証取得
ISO 14001 : 2015 認証取得



OGATA

株式会社 尾形製作所

代表取締役 尾形 直

〒409-0134 山梨県上野原市大柵514

Tel 0554-63-1863(代) Fax 0554-62-5558

URL: <http://www.ogatass.co.jp> Email: info@ogatass.co.jp

(8)

税に関する標語お願い

六月四日(木) 富士河口湖町役場



税に関する標語お願い

六月四日(木) 富士河口湖高等学校



税に関する標語お願い

六月四日(木) 富士北稜高等学校



親睦ゴルフコンペ

七月十六日(木) 富士レイクサイドカントリー倶楽部



県下四単位会共催バスケットボールクリニック&税金教室

七月五日(日) 甲斐市敷島体育館





青年部会役員会・署との意見交換会
八月四日(火) 大月税務署

青年部会役員

(順不同、敬称略)

最高顧問

天野 喜宗 (株)みどりや
川上洋一郎 (株)川上建設
小佐野昇一 (有)こみたけ売店
吉元 潤 吉田精工(株)

顧問

守屋 博文 (株)トーホー
餌取 一成 (有)印刷エトリ
小林 清哲 (有)小林仏壇
萩原 秀祥 (株)ユーシン
奥脇 芳弘 (株)宮川電気(株)
堀江 俊隆 (株)堀江製作所
赤澤 克夫 (山)二商事(株)
小池 久司 (有)小池時計店
中村 武 (株)中村エンジニアリング(株)
鈴木 誠一 (株)鈴木製作所
三木 範之 (株)甲陽産業(株)
深沢 央 (株)なだや(株)
渡邊 幸男 (株)吉田タクシー(有)
伊東 貴也 (株)富士山リゾート(株)
三浦 信 (株)三浦化成工業(株)
佐々木弘之 (株)田中屋
菊地 明久 (株)長田電材工業
渡邊 良孝 (株)登り坂石油(株)
奥秋 公大 (株)奥秋建設(株)
★渡辺 教彦 (株)渡辺工務店

部会長

宮下 崇 テクト(株)

副部会長

渡邊 三雄 三和建設(株)
細田 浩一 (株)セントラルモーターズ

幹事長

桑原 大輔 桑原電業(株)

上野原支部長

尾形 直 (株)尾形製作所

大月支部長(監事)

市川 賢一 (有)大中精機製作所

都留支部長(広報委員長)

堀内 慎也 (株)堀内電気(株)

富士吉田支部長

河野 大介 (有)河野保険事務所

忍野・山中湖支部長

★三浦 和則 オシノ電器(株)

河口湖支部長

三浦雄一郎 (有)森の家久野屋

会計

白須 一政 (株)シラス自工

大月副支部長(親睦委員長)

小林 宏好 大一木材(株)

富士吉田副支部長

赤池 優樹 (株)権守土木

忍野・山中湖副支部長

★渡辺 俊介 サンコー電気(株)

河口湖副支部長

渡辺 松氏 (有)旅館松屋

事業委員長

武川 哲也 (株)CATV富士五湖

幹事

宮田 千治 ミヤ通信工業(株)

新名 公男 (株)新名製作所

坂本 康嘉 (有)坂本鉄工

西室 信男 (有)西忠エージェンシー

天野 統一 濱野屋ティートラスト(有)

清水 偉也 (有)清水商事サービス工場

白輪地 厚 (株)三吉

平井 勉 (株)平井製作所

小泉 裕次 (株)ユーキ

佐藤 誠 (株)佐藤ダンボール

野武 直記 ユニテック(株)

小林 大希 (株)丸大産業

岩下 稔 (有)岩下産業

金巻 裕 (有)中村薬局

白須 資希 富士新幸(株)

鈴木 雅俊 (株)鈴木工業

佐藤 哲也 (株)MTS

堀内 敏男 (株)ウェブベンダー

程原 誠 (株)アウテックノロジー

中村 哲 (株)丸正電器

平井 尚博 (有)平井製作所

羽田早一郎 (株)羽田印刷

前川まゆみ 大同生命保険(株)

松浦 潤一 (株)エムティーシー

梶原 洋 船津観光(株)

小佐野睦浩 (有)小佐野設備

監事 桑原 誠 秋山土建(株)

(★印は新任)

女性部会活動報告

女性部会第十五回定時総会

五月二十五日(月) ホテル 鐘山苑



第二十三回施設慰問活動

六月十一日(木) いちいの木



郡内おかあさんコーラス大会

五月九日(土) 都の杜うぐいすホール

渡辺公男先生叙勲のお祝い



県連女連協役員会・意見交換会

七月十三日(月) ベルクラシック甲府



上野原支部慰問

七月一日(水) デイサービスうぐいす



女性部会都留支部税務研修会

七月二十二日(水) 山一



県連女連協正副会長会

七月三日(金) 甲府法人会館



租税教室講師講習会（大月税務署）



租税教室 じゃんけんクイズ（猿橋小学校）



租税教室 1億円体験（猿橋小学校）



絵はがきコンクールお願い（西桂小学校）

**小学生租税教室と
税に関する絵画及び
絵はがきコンクール**

私たち大月法人会女性部会では、租税教育活動の一環として、毎年十一月十一日から始まる「税を考える週間」に先駆けて、小学生を対象に租税教室を開催するとともに、「税に関する絵画コンクール」並びに「税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。

当該事業は、次代を担う小学生に税の仕組み、税の果たす役割、そして何よりも税の大切さを学んでもらうことを目的に女性部会五支部が輪番で担当し、今年度は大月支部が担当することになりました。

二月十日に大月市宇野教育長をお訪ねし、猿橋小学校・鳥沢小学校での実施の内諾を頂きました。

二月二十日に猿橋小学校葛木校長・鳥沢小学校土屋校長をお訪ねし、正式に承諾を頂きました。続けて大月市小林市長をお訪ねし、税に関する絵画コンクールのご後援をお願いし、ご快諾を頂戴しました。

六月十日に大月税務署会議室において、甲府税務署太田税務広報広聴官から租税教室講師養成講座を受講しました。

女性部会役員が講師となり、六月十八日・六月二十二日に租税教室を開催しました。六年生五十八名とプロジェクトを見ながらじゃんけんクイズをしたり、ビデオアニメを見たり、特に最後の一億円が登場した

時には、みんな目を輝かせながら大変盛り上がりつつありました。短い時間ででしたが大変有意義なひと時となり、児童の皆さんも税金がいかに自分たちの生活を支えてくれているか、理解してくれたものと確信をいたしました。

猿橋小学校・鳥沢小学校の皆さんには租税教室と連動で実施している「税に関する絵画コンクール」に加えて全法連、山梨県連、大月法人会が主催で実施する「税に関する絵はがきコンクール」への応募をお願いいたしました。

また、例年同様に西桂町立西桂小学校並びに都留市立禾生第一小学校にもお願い致しました。四校の児童の皆さんには夏休みの課題が増えて申し訳なく思いますが、多くの素晴



租税教室（鳥沢小学校）

らしい作品の応募を期待しています。表彰式で喜ぶ姿を拝見できることを楽しみにしております。

女性部会大月支部長 清水美恵子

女性部会役員

(順不同、敬称略)

顧問

奈良 紀子 (有)大和屋薬局

志村美貴代 日伸総建(株)

鶴田みさ子 (株)ツルタ

部会長

河内 正子 (有)サンスペースアメニティ

幹事長(上野原支部長)

土屋きよ美 (株)土屋製作所

大月支部長(事業委員長)

清水美恵子 (株)龍美建設

都留支部長(広報委員長)

餌取由香利 (有)印刷エトリ

富士吉田支部長(副幹事長)

白井恵美子 エスプラン(株)

河口湖支部長(会計)

外川正知恵 (有)天下茶屋

上野原副支部長(広報副委員長)

志村 時江 ハリカ上野原

大月副支部長(親睦委員長)

志村ひろ江 志村クリーニング店

都留副支部長(監事)

天野 宏美 (株)ミツワ精機製作所

富士吉田副支部長(事業副委員長)

小山田可能子 (有)富士エコーブミレニウム

河口湖副支部長(監事)

倉澤 光代 (株)協和生コン

親睦副委員長

渡邊ふく子 (株)渡辺商店

コーラス部長

石井 清子 規予

幹事

高橋 式子 (株)高橋建設

市川 公子 市川リース(株)

★東山 邦子

(有)E M工業

★高部 俊子

(有)高部工務所

★山口 陽子

(有)鶴川精密

★小林 利江

(株)守屋材木店

小高 洋子

(有)コタカ電化

湖山 和子

(株)湖山商事

内藤 定子

(株)ナイトー建商

川村 真弓

立正堂印刷(有)

小林登喜子

(有)神戸電工

白川久美子

山陽精工(株)

山口 輝子

山口乳業

★小林 直美

小林工業(株)

★上條 郁江

鳥澤灯房(株)

渡辺なおみ

宝福祉タクシー

功刀真佐美

桂商会(株)

山口 光子

(有)山口製作所

程原 洋子

(株)アウラテクノロジー

菅谷 勝子 (有)すがや

佐波 佳子 (株)サナミ製作所

柏木 智恵 (株)柏木電工

★金巻 弘子 (有)中村薬局

★鈴木 昌恵 (株)鈴木工業

★小林 みよ (有)小林仏壇

★西間庭昌江 (有)西邦商事

★志村有美花 日伸総建(株)

浅沼 歌子 富岳物産(株)

日川 和子 (有)日川時計店

渡邊 千恵 吉田タクシー(有)

伊藤 道子 (有)伊藤

井出てるゑ (株)井出商店

横打香代子 (株)山梨重機

高橋ます子 (有)ホテイシヨップキタフジ

渡邊伊寿美 (有)ウイステリア

池上美奈子 (株)池上工務所

森嶋 友子 (株)弘美インテリア

渡邊 林美 登り坂石油(株)

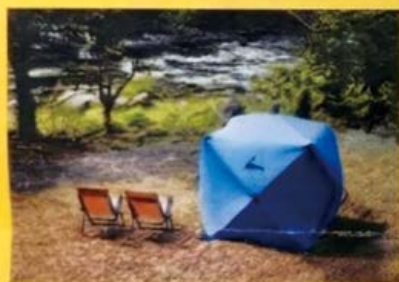
小林ゆくよ (株)コバヤシ工業

外川 桂子 (有)山岸旅館

梶原 広子 船津観光(株)

中村 勝子 (株)オプトナカムラ

(★印は新任)



＼サウナ好き、キャンプ好き集まれ！／
桂川のほとりでテントサウナが出来るキャンプ場です
CAMP&SAUNA 3set

キャンプ場所在地：〒402-0053 山梨県都留市上谷1丁目7-29
URL <https://camp-sauna-3set.jp>



その他の活動報告

広報誌封入作業

四月三十日(木) 大月法人会館



正副税制委員長会議

六月五日(金) 大月法人会館



県連税制委員会

六月十二日(金) 甲府法人会館



広報委員会

七月十七日(金) 大月法人会館



新設法人説明会

八月十九日(水) 大月税務署



決算法人説明会

六月二十四日(水) 大月法人会館
八月 十九日(水) 大月税務署



全法連広報委員会

七月六日(月) 全法連会館
山口会長出席

令和八年度リニア中央新幹線 建設促進山梨経済団体協議会総会

八月四日(火) 甲府商工会議所
山口会長出席

新入会員紹介

○株式会社アルファード設計

(大月市初狩町下初狩一七八〇一)

取締役 小林 正巳

○株式会社ルフラン

(富士河口湖船津八九〇)

代表取締役 渡邊 一真

○ホンダビジネスソリューションズ株式会社

(富士吉田市上吉田東六二一八)

代表取締役 羽田 淳一

○株式会社浅倉工務店

(上野原市上野原三二八四 二F)

代表取締役 浅倉 宏

○株式会社イトワ不動産

(富士吉田市上吉田一一二一B)

代表取締役 堀内 勝

山梨県連令和九年度税制改正に 関する提言を全法連へ提出

令和八年六月十二日(金)、甲府法人会館に於いて県連税制委員会が開催され、県下4単体会から提出された税制改正提言書及び「税制改正に関するアンケート調査」による会員企業の要望等を踏まえ、次のとおり県連提言書として全法連へ提出しました。

一般社団法人山梨県法人会連合会 令和九年度税制改正に関する提言

《基本的な課題》

1. 税・財政改革のあり方

(1) 財政健全化に向けて
我が国の令和八年度の一一般会計の総額は約122兆円となり、四年連続で110兆円を超え、過去最大となった。全体の3分の1を占める「社会保障費」についても39兆500億円余で、600億円余増えて最大となり、高齢化に伴い医療や年金にかかる支出が増えるほか、子育て支援として行われる財政健全化は国家的課題である。

国の借金拡大を止めるには、政策経費を税収などで賄えるかを示す基礎的財政収支(プライマリーバランス)を黒字化することが欠かせない。

また、本格的な歳入・歳出の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。

(2) 社会保障制度に対する基本的考え方
少子高齢化の急進で今後の社会保障給付は更に急速な増大が見込まれる

団塊の世代が75歳を超えて後期高齢者となり、年金を始めとした社会保障費は膨張し続け、社会保障制度の維持が困難な状況にある。

年金、医療、介護、少子化対策いずれの分野についても、今後数十年間の人口動態を予想したうえでの新たな社会保障制度抜本的制度改革を行うとともに、将来世代が安心で信頼できる「持続可能な制度」を実現することを要望する。

(3) 行政改革の徹底

社会保障の3大支出である「年金」「医療」「福祉」は年々増加の一途を辿り財政赤字の根源となっており、かたや少子高齢化、人口減少で収入が減少する中、支出は増加し続けているため、社会保障費への収支バランスが崩れて、このままでは社会保障の堅持が危ぶまれ、社会保障費の伸びの圧縮に主眼を向けた抜本的な改革が必要である。

政党助成金の削減を始め、地方議員を含めすべての議員定数及び議員報酬の一層の削減を求めるものであり、国や地方においても自ら身を削るあらゆる無駄を削減するなど、行政改革を徹底すべきである。

(4) マイナンバー制度

令和8年2月末時点での普及率は約8割に達し、行政基盤としては定着しつつあるものの、利用率は低く、健康保険証利用は約3〜4割にとどまり、データ誤紐付けや本人確認の曖昧さなど、制度設計の根本的問題が指摘され、制度全体の再設計が必要との専門家の提言も出ている。

政府においては、国民の信頼確保を最優先に制度運用の透明性向上に努めるべきである。そのうえで、デジタル行政の利便性や安全性について丁寧な周知・広報を行い、国民の理解と信頼

を得ながら、マイナンバー制度の適切な活用を推進していく必要がある。

2. 経済活性化と中小企業対策

(1) 中小企業の活性化に資する税制措置

① 中小企業軽減税率の特例
健全な経営に取り組んでいる中小企業が立ち行くよう、中小法人に適用されている軽減税率の特例15%を本則化とし、昭和56年以来800万円以下に据え置かれていた中小企業軽減税率の適用所得金額を1,600万円に引き上げることを要望する。

② 中小企業投資促進税制

対象業種・対象設備・措置内容を拡充し、中古、貸付の用に供する設備も含めるべきである。(現時点では、令和9年3月31日まで)

③ 少額減価償却資産の特例

取得価格の損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し、全額を損金算入とすべきである。(3年間期間延長措置・令和8年4月1日〜令和11年3月31日まで)

④ 中小企業経営強化税制

対象業種・対象設備・措置内容を拡大し、手続きを簡素化するとともに事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定については、弾力的に対処すべきである。

⑤ 防衛特別法人税

わが国の防衛力強化に係る安定的な財源を確保するため創設するとなっているが、そもそも必要なのかしっかりと議論する必要がある。

(2) 事業承継税制の拡充

① 「法人版事業承継税制の特例」

特例措置の適用期限が決まっていること、特例承継計画の提出と認定申請が必要であること、認定を受けた後も一定期間ごとに都道府県や税務署へ報告が必要であること、免除を受けるためには原則として後継者が死亡するか

又は一定期間経過後に次の後継者へ事業承継税制の適用を受ける贈与をする必要があることの4つのデメリットがあり、後継者によつては非常に受けづらい制度となっている。解りやすく、簡素な仕組みにより、納税猶予ではなく、免税になる等の制度の導入を要望する。

② M&Aに対応した税制の創出

中小企業でもM&Aが事業承継に活用される事例が増加している。売り手・買い手のそれぞれに対し、事業承継を実施し、今後も事業を継続させたインセンティブとして、株式譲渡にかかる特別控除等を認めるなどの、M&Aに対応した税制の創設を要望する。

(3) 消費税への対応

① 軽減税率制度の見直し

与党は時限的な「食料品の消費税率0%」を公約に掲げたが、0%にするためにはシステム改修等の問題から1年程度を要するとの見方があり、一方で、「1%」への引下げであれば、比較的短期間で導入可能との議論もある。しかしながら、いずれの場合においても、税率変更に伴うシステム改修や事業者の事務負担、コスト増加は避けられない。この点を踏まえると、税率変更による対応よりも、「給付付き税額控除」を速やかに導入する方が、時間をかけずに中低所得者層を支援できるとともに、事務負担や社会的コストの軽減にも資する有効な手段であると考えられる。また、年間数兆円の消費税の減税は、社会保障財源の安定確保に影響を及ぼすことが懸念されるため、その実施に当たっては代替財源の確保など、慎重な議論が必要である。

② インボイス制度

法人会では長年にわたり、消費税率が10%程度までは単一税率が望ましいと提言してきた。その理由は、複数税

率制度が納税者に複雑な事務負担と過大な納税コストを強いるためである。単一税率への一本化と事業者免税点制度の廃止を行えば、現行のインボイス制度は不要となる。現行制度では、売り手が免税事業者である場合、買い手である課税事業者は仕入税額控除を受けることができず、その結果、自社が負担する消費税額が増加することとなる。このため、売り手側が免税事業者のままでいる場合には、取引継続が困難となる可能性も生じる。

こうした状況は、事業者間の公平性を損なうものであり、インボイス制度及び事業者免税点制度については、速やかに見直しを行い、制度の廃止を検討すべきである。

3. 行政の効率化

(1) 源泉所得税の納付期限

法人や事業者の取引における決済は、殆どが月末に行われており、諸公課についてもおおむね月末が納付期限となっている。

源泉徴収義務者の事務効率の観点から納付期限を給与等の支払月の翌月末日に、納期の特例適用者は1月末日と7月末日に改めることを要望する。

(2) キャッシュレス納付手数料の軽減

地方税・国税納付においてキャッシュレス化を推進しているが、クレジットカード納付においては決済手数料を納税者に求める形となっている。キャッシュレス納付の利用に伴う納税コストの軽減分を勘案し、手数料の軽減又は無料化を進めるべきである。

《税目別》

1. 法人税関係

(1) 実態に合った法人税の構造転換について

法人税の実効税率は平成28年度から段階的に引き下げられ、平成30、令和

元年度には29・74%と待望の20%台実現に至ったものの、OECD諸国の法人税率は20〜25%が主流で国際的には高い部類にある。さらに令和8年4月から防衛特別法人税が新たに導入され、令和8年4月1日以後開始事業年度から、法人税額に対し4%上乗せされ、大企業の場合、実効税率が31・52%に上昇する見込みで、企業側は「国際競争力を損なう」と懸念している。

税率の引き上げには慎重に判断することが重要で、企業の収益や経営体力に与える影響を十分に考慮し、今後も制度設計や適用に際しては慎重で丁寧な対応を行うことが望ましく、特に中小企業を含む広範な法人に一律的な負担増が生じることのないよう、企業規模や収益状況に応じた負担軽減や段階的な導入の検討が望ましい。

(2) 役員給与との損金算入の拡充

現行制度は、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、職務執行の対価であるため、原則損金算入を認めること。また、同族会社における役員の業績連動給与についても、経営者のモチベーションを高める観点から、一定の要件のもと損金算入を認めることを要望する。

(3) 少額減価償却資産の見直し

中小企業者等が取得価額40万円未満の減価償却資産を取得・事業供用した場合、年間取得価額合計額300万円までは取得価額の全額を損金算入できるとなっているが、上限額300万円を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、特例措置の適用期限を延長することを要望する。

2. 個人所得税

(1) 所得税のあり方

所得税は収入の多い人ほど適用される税負担率が高くなる累進課税制度となっているが、現行所得税負担率は合計所得金額が1億円をピークに、所得金額が増加するほど減少する通減現象になっている。これは株式の譲渡益や配当金、預貯金や債券の利子といった金融所得が低税率と分離課税が適用されているためで所得税の構造が逆進的になっている。分離課税率の大幅な引き上げ、所得税最高税率のアップ、総合課税の導入など課税方式の見直しが必要である。

(2) 各種控除制度の見直し

所得税については、基礎控除や給与所得控除等の見直しが行われたが、所得税に関する各種控除は、社会変化に対応すべきであるが、人的控除については累次の改正により複雑化が著しく、中小企業における源泉徴収に係る事務負担などが増加しているため、整理・合理化を図るべきである。整理・合理化に当たっては、税制だけではなく、社会保障制度の在り方なども一体として働き方改革に相応しいものとなるよう多角的な検討を求める。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税

① 基礎控除額の見直し

現行の相続税の基礎控除額（3,000万円＋600万円×法定相続人の数）は、平成25年度税制改正で（5,000万円＋1,000万円×法定相続人の数）から引き下げられた結果、相続の課税件数割合は改正前の2倍程度になっている。課税割合が高すぎるため、基礎控除額の引き上げを要望する。

② 相続時精算課税制度の非課税枠を拡大等について

相続時精算課税は一定の直系親族間の贈与に認められた特例として、2、

500万円までの贈与には贈与税がかからず、贈与財産の種類、金額、贈与回数、年数に制限がなく早期に若年者に多額の財産を移転できるメリットはあるものの、内容の複雑さや、どんな場合に適しているかが分かりづらい。利用したことから発生するデメリットも多く、利用する人が少ない。

令和5年度税制改正で新たに「年110万円の基礎控除」の枠が加わり、令和6年1月以降、相続時精算課税制度を選択した人への贈与でも、年110万円までなら贈与税も相続税もかからず申告もいらずとなり、さらに令和6年度改正では贈与者は60歳以上の父母又は祖父母、受贈者は18歳以上の子・孫へと対象者を拡大し、かなり使い勝手が良くなり利用する人が増える可能性は大きいとみられる。

しかしながら、贈与時に非課税でも相続時に合算される不動産などは、評価額が下がると不利で、結果として「節税にならない」ケースが発生し、制度の目的である資産移転の促進と実際の効果が乖離する。

さらに暦年課税との併用ルールが複雑であり、制度そのものも複雑で理解しにくいなど、従来からある内容の複雑さとデメリットも変わらず残っていることも事実である。

今後当該制度の活用促進を図るためには、小規模宅地等の特例について、本制度を選択した場合でも一定の要件を満たした場合は適用を受けられようにすること。さらに、相続物件の評価については、相続時があるいは贈与時のいずれか評価の低い方を選択適用できるようにするほか、非課税枠の拡大を含め更なる利用しやすい制度の見直しを要望する。

(2) 贈与税

現行の贈与税の基礎控除額は平成13

年から110万円に拡大されて以来低い水準に設定されたままであり、資産が高齢者に偏在するという社会問題化となっている。若年層への資産の円滑な移転の促進による消費拡大に寄与する観点からも贈与税の基礎控除額を現行の110万円から200万円程度への引き上げを要望する。

4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

① 償却資産に対する固定資産税の廃止・縮減について

償却資産に対する固定資産税は、中小企業にも課税されるため、設備投資を阻害し、課税の公平性で問題がある。特に、製造業を中心とする多額の設備を有する企業においては、固定資産税が高負担となっており、企業収益を圧迫し、企業競争力に悪影響を与えている。

国際的にも事業用資産に対する課税が稀であるため、廃止または縮減を要望する。

(2) 評価方法の見直し

地価が長年下落しているにもかかわらず、固定資産税は未だに過大な負担を強いられている。評価方法の適正化、税率を引き下げる等、実勢価格による税負担に近づけるべきである。

また家屋の評価額についても、建物への経年評価に改めるなど評価方法の見直しを要請する。

(3) 固定資産評価の一元化

国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれ目的に応じて土地の評価を行っているが、土地の使用目的により恣意的に評価されることを防止し、行政の効率化の観点からも評価体制は一元化すべきである。

(4) 空き家等の流動化に資する税制の創出

住宅用地に建物が存在する場合、固定資産税の税負担が最大で6分の1に

軽減される一方、建物を解体して更地にする、固定資産税の負担が最大で6倍となるケースが生じている。

近年、空き家や空き店舗の増加が社会問題となる中、老朽化した建物を解体したくても、解体後の固定資産税負担の増加を懸念し、対応をためらう要因となっている。こうした建物が放置されれば、災害時における倒壊による周辺住民や通行人への危険性を高めるほか、防犯上の問題や地域環境の悪化にもつながりかねない。

このため空き家等の適切な除却や利活用を促進する観点から、固定資産税の負担のあり方を含め、税制面から実効性のある空き家対策を講じる必要がある。

(2) 超過課税について

地方公共団体には、課税自主権の尊重の観点から財源確保や環境対策など特定の政策目的を達成するため、超過課税を実施することや法定外税を創設することが認められている。超過課税とは、地方公共団体が地方税を課税する場合通常用いる標準税率を基本とするが、標準税率を超える税率を条例で定めて課税する地方公共団体がある。課税の公平性の観点から容認できるものではない。標準税率に戻すべきである。

5. その他

(1) 震災復興

現行の雑損控除は、災害による損失と盗難・横領による損失が同じ取扱いになっている。災害による損失は、盗難・横領による損失よりも多額であり、保険金で損失がカバー出来きれないため、雑損控除から独立した控除制度の創設を要望する。

(2) 環境問題に対する税制上の対応

「森林環境税」は同じ森林整備の名目ですでに全国37府県で独自に導入されており、独自に導入している府県に

とっては国税となる森林環境税も上乘せされている。2種類の森林環境税は、森林保全を目的とする点で重なる部分があるため、いわゆる「二重課税」となり納税者から不満の声が上がっている。全国知事会は二重課税の誤解を受けないため、自治体の独自の目的課税とのすみ分けを明確にするとしているが、説明及び理解は十分にされているとは言い難い。

また、森林環境税を財源として自治体に配る森林環境譲与税は、平成31年度から市区町村及び都道府県への譲与が始まり、令和6年度税制改正において、森林面積の割合を5%上げ、人口の割合を5%下げる見直しを実施したことは評価するが、なおも森林が少なく林業が盛んではない都市部に相対的に多い額が配分され、森林が多い自治体に十分な配分がなされないような配分算定基準となっており、さらなる基準の見直しを求める声は少なくない。

また、課税に先行して配られた財源を巡っては、都市部の自治体では使い道に苦慮し、全国の平成31・令和4年度累計交付総額約1,500億円のうち未活用額が4年間で525億円に上り、令和5年度以降も多くの自治体で税金が「積み立てられるだけ」で森林整備が進まず、本来の目的(CO2吸収・災害防止)が達成されていない。それは森林環境譲与税の使いみちは「森林整備及びその促進に関する費用」や「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に使うという縛りがあり、森林の多い自治体は使い道があるが、森林がほとんどない都市部は使えず基金が膨張する要因となっている。

森林は豊富にあるが人口の少ない過疎地の山村への配分が少なくなるとい

う逆転現象が起きており、また国から配布された森林環境譲与税が、多くの自治体において、その使い道が各自治体の裁量に任されるため、その使い道がいまいになるという指摘がある。具体策は地方自治体の担当者に一任されているため、実際、森林・林業の担当職員がいらない自治体や、1人で担当しているような自治体の多くは「お金を渡されても何をしてよいのかわからない」というケースに頭を悩まされているのが現状である。

配分基準の見直しと使い残しへの対策とともに使い道の明確な説明と見える化を検討すべきである。

(3) 租税教育

税は国や地方が、国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもちろんのこと、その使途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税の果たすべき役割を必ずしも国民全員が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全員で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

(4) その他

① 印紙税の廃止

現在の印紙税法は契約書や領収書などの文書による取引には課税されるが、電子契約などのデジタル文書には課税されないというのは不公平感がある。印紙税の廃止を要望する。

② 二重課税の廃止

ガソリン、酒、たばこの販売価格にはもともと税金が含まれている。それに対して更に現行10%の消費税が課され「二重課税(Tax on Tax)」となっている。二重課税の廃止を要望する。



7つの間違い探し

※左の絵と右の絵には相違点が7か所あります。

見つかりますか？（答えは26ページ下にあります。）



【作者紹介】 神谷一郎（かみや・いちろう）

専修大学法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。
現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・
水彩画挿絵等で活躍中。

税務研修会開催のお知らせ

『令和8年度税制改正による見直し等について』

- 日 時：令和8年9月29日(火) 14:45～16:00
- 場 所：大月法人会館二階研修室
- 講 師：大月税務署法人課税第一部門審理担当国税調査官
- 定 員：50名（会員、非会員問いません）

受講を希望される方は大月法人会事務局までご連絡ください。

TEL 0554-45-6565
FAX 0554-45-6465

大月税務署人事異動のお知らせ

職 名	旧【令和7事務年度】		新【令和8事務年度】	
	氏名	新所属・職名	氏名	前所属・職名
署 長	松田 泰尚	財務省 OECD シニアアドバイザー	藤淵 一久	東京局 調査第一部 統括官
総 務 課 長	石井 竜彦	留任	石井 竜彦	留任
管運・徴収統括	松澤 諭	東京局 徴収部 特別整理 主査	小武海智美	横浜南 徴収2 統括官
個人1統括	木原 大介	杉並 個人1 統括官	大矢 純平	山梨 個人 統括官
個人2統括	桶作 聡	八王子 個人2 統括官	山本 勝	鰺沢 個人 上席
資 産 統 括	岡嶋 克晃	留任	岡嶋 克晃	留任
法人1統括	辰野美喜江	中野 法人1 統括官	大田 貴士	東京局 総務部 営繕技術官
法人2統括	山野井 孝	ご退職	橘田 裕仁	八王子 法人2 統括官
法人3統括	山本 昌司	留任	山本 昌司	留任
法人1調査官	杉沼遼太郎	東京局 課税二部 法人課税課 実査官	伊藤 勝斗	日野 法人1 調査官

新任者プロフィール



伊藤勝斗 法人1調査官

● 出身地
東京都青梅市

● 趣味
ツーリング

● モットー
日進月歩



大田貴士 法人1統括

● 出身地
京都府京都市

● 趣味
音楽鑑賞

● モットー
温故知新



藤淵一久 署長

● 出身地
福岡県福岡市

● 趣味
漆芸(乾漆)・F1視聴

● モットー
好奇心を失わない

離任の御挨拶

前大月税務署長

松田 泰尚



初秋の候、大月法人会の皆様におかれましては、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

このたびの人事異動により、大月税務署長を離任することとなりました。

昨年七月の着任以来、山口会長をはじめ大月法人会の皆様には大変お世話になりましたこと、心より御礼申し上げます。

通常より少し筋肉質であることくらいしか取り柄のない私ではございますが、大月法人会の皆様の税務行政に対する深い御理解と多大なる御支援により、署長としての任を全うすることができました。

この一年、標語募集、絵画・絵はがきコンクール、つる産業まつり、全国青年の集い山梨大会、賀詞交換

会、スポーツイベントを通じた租税教室など、皆様と共に様々な活動に参加させていただきました。こうした一つ一つの活動を通じて、皆様の熱意と行動力を強く感じるとともに、大月法人会の皆様が、税知識の普及と適正な申告納税制度を力強く支えておられることを改めて強く実感いたしました。

私は今後、フランス・パリに所在するOEC Dにおいて、移転価格税制を中心に国際課税に携わる予定です。職場も業務も大きく変わることとなりますが、皆様との出会いの中で得た経験や学びを糧に、微力ながら、少しでも世の中のお役に立てるよう、職務と自己研鑽に邁進してまいる所存でございます。

末筆ではございますが、大月法人会の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業の更なる御繁栄を心より祈念申し上げ、離任の御挨拶とさせていただきます。

一年間、ありがとうございました。

着任の御挨拶

大月税務署長

藤淵 久



公益社団法人大月法人会の会員の皆様には、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で大月税務署長を拝命し、東京国税局調査第一部統括国税調査官から参りました藤淵でございます。

この度、署長として歴史ある大月税務署に着任し、日本を代表する景勝地である富士山を間近に望み、富士五湖の穏やかな湖畔や忍野八海の清らかな湧き水に象徴される豊かな自然環境の中で日々仕事ができることを大変光栄に思っております。

前任の松田同様、御懇情賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

山口会長をはじめ大月法人会の会員の皆様には、平素から税務行政の円滑な運営に対しまして、深い御理

解と多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、「正しい税知識の普及」を目的とした説明会・研修会を開催されるほか、納税道義の高揚のための活動として次世代を担う児童・生徒を対象にした「租税教室」並びに、小学生による「税金絵画コンクール」・「税に関する絵はがきコンクール」及び高校生による「税の標語募集」を開催されるとともに、地域に根ざした社会貢献活動などに熱心に取り組んでいただいております。

これもひとえに、山口会長をはじめ、役員並びに会員の皆様の御尽力の賜物であると、深く敬意と感謝の意を表する次第でございます。

さて、令和八年度の税制改正により、法人税では特定生産性向上設備等投資促進税制の創設や中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の拡充、所得税では基礎控除及び給与所得控除の見直し、消費税においては令和七年度の税制改正によるリファンド方式が今年の十一月から適用されるなど、時代の変化に伴い税務事務も変化している状況です。

私どもといたしましては、改正内容の円滑な実施に向けた周知・広報に取組んでおりますが、貴会におかれましても、会員の皆様に税制改正内容等を十分理解いただき、必要な準備を進めていただけるよう、引き続き周知・広報に御協力の方、よろしく願います。

国税庁では、経済環境や社会構造の変化、デジタル技術の急速な進展を踏まえ、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命の達成に向けて、「納税者の利便性向上」、「課税・徴収事務の効率化・高度化」及び「事業者のデジタル化の推進」を3つの基本的な柱として税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進しております。

この取組は、税務手続の電子化にとどまるのではなく、事業者の皆様様の業務プロセス全体のデジタル化を支援し、経済取引のデジタル化のさらなる進展につなげることを目的としております。これにより、記帳から申告・納税に至るまでの一連の事務処理の効率化が図られ、生産性向上や事務負担の軽減といった効果が期待されます。

また、国税庁においては、スマートフォンやパソコンなどのデジタルツールを活用し、時間や場所を問わず円滑に税務手続を行うことができる環境整備を進めております。給与所得情報等の自動連携機能の拡充やキャッシュレス納付の利用促進などにより、税務署へ来署することなく手続を完結できる仕組みの充実に取組んでおります。

こうした施策をより一層推進していくためには、関係団体及び事業者の皆様との御理解と御協力が不可欠であります。

貴会におかれましても、納税者の利便性向上及び税務行政のさらなる効率化の実現に向け、引き続きe-Taxの利用促進につきまして、格別の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたりまして、公益社団法人大月法人会の御発展と会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心より祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

大月税務署から令和8年度税制改正等に関するお知らせ

【法人税】中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の拡充

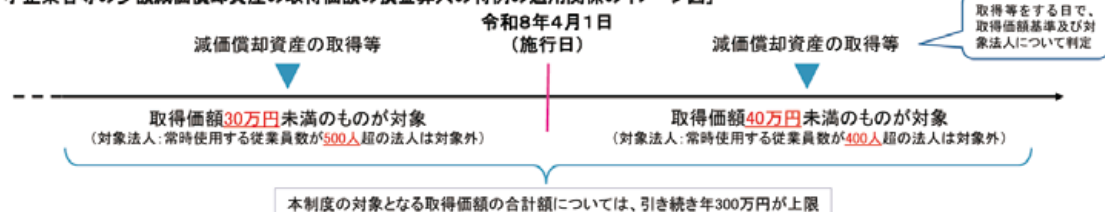
【 抜粋版 】 ※詳しくは、国税庁ホームページをご参照ください。

- 1 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、令和8年4月1日以後に取得等（取得、製作又は建設をいいます。）をする減価償却資産の取得価額基準が30万円未満のものから40万円未満のものに引き上げられ、その適用期限が3年延長されました（措法67の5①、改正法附則65）。また、同日以後に減価償却資産を取得等する場合において、本制度の対象となる法人から常時使用する従業員数が400人を超える法人が除外されました（措令39の28①一、改正措令附則20）。

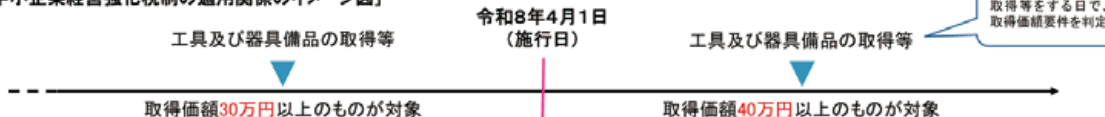
なお、本制度の対象となる取得価額の合計額については、引き続き年300万円が上限とされています（措法67の5①）。

- 2 中小企業経営強化税制（措法42の12の4）について、令和8年4月1日以後に取得等をする工具及び器具備品の取得価額要件が30万円以上のものから40万円以上のものに引き上げられました（措令27の12の4②、改正措令附則16）。

【上記1の中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用関係のイメージ図】



【上記2の中小企業経営強化税制の適用関係のイメージ図】



【源泉所得税】基礎控除及び給与所得控除の引き上げ

【 抜粋版 】 ※詳しくは、国税庁ホームページをご参照ください。

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝申し上げます。
令和8年度の税制改正により、源泉所得税関係について主に次のような改正が行われました。

(注) このパンフレットは、令和8年4月1日現在の法令等に基づいて作成しています。

1 以下のとおり所得税の基礎控除の引上げ等が行われました。

これらの改正は、原則として、**令和8年分以後**の所得税について適用されます。

※ 令和8年11月までの給与等及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

(1) 基礎控除の引上げ

イ 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が引き上げられました。

合計所得金額 (令和8・9年分における 収入が給与だけの場合の収入金額 (注3))	基礎控除額 (改正された範囲)			
	改正後 (注1)		改正前 (注1)	
	令和8・9年分	令和10年分以後	令和8年分	令和9年分以後
132万円以下 (206万円以下)	104万円 (注2)	99万円 (注2)	95万円 (注2)	
132万円超 336万円以下 (206万円超 475万1,999円以下)		62万円	88万円 (注2)	58万円
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)			68万円 (注2)	
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)			63万円 (注2)	
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	62万円		58万円	

(注) 1 所得税法第86条の規定による基礎控除額62万円 (改正前：58万円) に、租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 62万円にそれぞれ、42万円、5万円、37万円を加算した金額 (改正前：58万円にそれぞれ、37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額) となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 下記(2)の改正後の給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

ロ 基礎控除額の引上げ及び給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、**令和9年分以後**の「源泉徴収税額表」が改正されました。

(2) 給与所得控除の最低保障額の引上げ

イ 給与所得控除について、65万円の最低保障額が74万円に引き上げられました。

給与等の収入金額	給与所得控除額 (改正された範囲)		
	改正後		改正前
	令和8・9年分	令和10年分以後	
190万円以下	74万円 (注1)	その収入金額×30%+8万円 (69万円未満となる場合は、69万円)	65万円
190万円超 220万円以下			その収入金額×30%+8万円

(注) 1 給与所得控除の最低控除額等の特例 (租税特別措置法第29条の4) の適用後の給与所得控除額となります。

2 給与等の収入金額が220万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

ロ 給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、所得税法で定める**令和8年分以後**の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。

ハ 令和8・9年分の給与等の収入金額が69万1,000円以上220万円未満である場合には、その給与等に係る給与所得の金額については、上記イ及びロにかかわらず、次の金額とすることとされました。

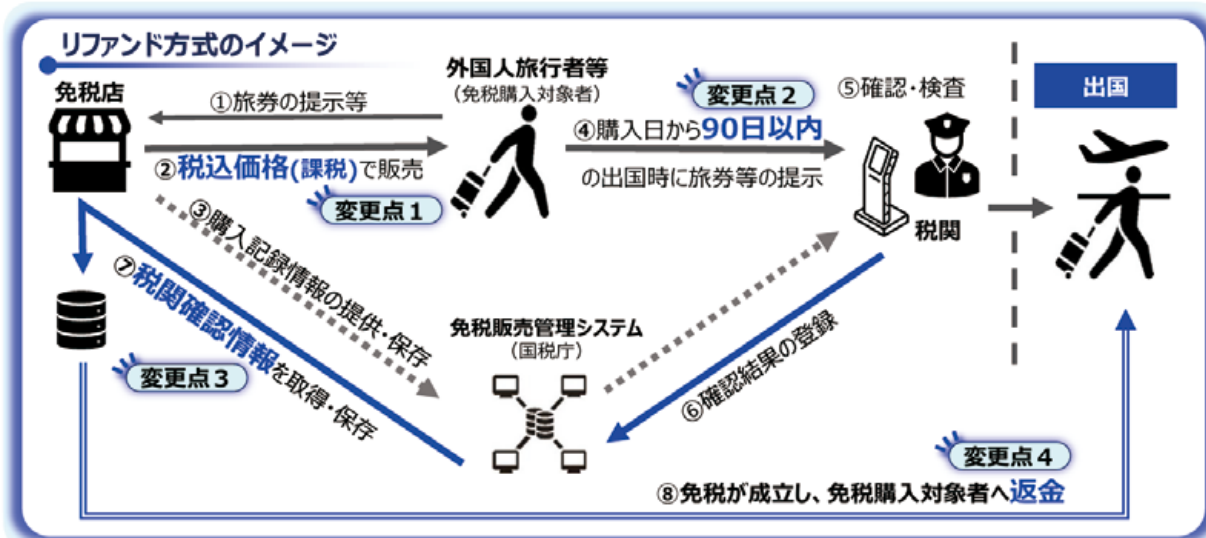
給与等の収入金額	69万1,000円以上 74万1,000円未満	74万1,000円以上 219万1,000円未満	219万1,000円以上 219万3,000円未満	219万3,000円以上 219万6,000円未満	219万6,000円以上 220万円未満
その給与等に係る 給与所得の金額	なし	その収入金額 -74万円	145万1,000円	145万3,000円	145万6,000円

なお、国税庁において作成する「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」については、上記ロ及びハを加味した表とすることを予定しています。

【消費税】リファンド方式の概要

【 抜粋版 】 ※詳しくは、国税庁ホームページをご参照ください。

- 輸物品販売場（免税店）制度は、**令和8年11月1日**から、次のとおり、**リファンド方式**に移行します。
 - ✓ 免税店は、外国人旅行者等（免税購入対象者）に対して、**税込価格（課税）**で免税対象物品を販売することとなります。変更点1
 - ✓ 免税購入対象者は、免税対象物品を**国外に持ち出すことにつき購入日から90日以内の出国時に税関の確認**（注1、2）を受けることとなります。変更点2
 - ✓ 免税店を経営する事業者は、購入記録情報と**持出しを税関が確認した旨の情報（税関確認情報）**を保存することで、免税の適用を受けることとなります。変更点3
 - ✓ 免税店を経営する事業者は、この確認後に免税購入対象者に**消費税相当額を返金（リファンド）**することとなります。変更点4



- (注) 1 **購入日から90日以内**とは、購入日の翌日から計算して90日目までの期間をいいます。例えば、11月1日に購入した物品については、翌年1月30日が税関での確認期限となります。
- 2 **税関の確認**の際に、同一の購入記録情報（一の販売（領収）単位）に含まれる免税対象物品のうち、一つでもその物品を所持していなかった場合には、その購入記録情報に含まれる**全ての免税対象物品について、その確認を受けることはできません。**

「令和8年度税制改正等」に関する説明会の開催（事前申込み制）

大月税務署では、「令和8年度税制改正等」について下表のとおり説明会を開催いたします。説明会は事前予約制となりますので、参加希望の方は、**10月2日(金)**までにお申し込みください。なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきます。

開催年月日	開催時間	定員	開催場所	申込先
令和8年10月8日(木)	10:00～11:00 (受付開始 9:30～)	30名	大月市御太刀2-8-10 大月地方合同庁舎	大月税務署 法人課税第1部門
	14:00～15:00 (受付開始 13:30～)	30名		
令和8年10月15日(木)	10:00～11:00 (受付開始 9:30～)	30名	大月税務署3階会議室	0554(22)3151
	14:00～15:00 (受付開始 13:30～)	30名		

※お申込みの際は、**お名前、連絡先、参加希望日及び参加人数**をお伝えください。

新旧専務理事兼事務局長の御挨拶

退任の御挨拶

公益社団法人大月法人会

前専務理事兼事務局長

小笠原能久



初秋の候 会員の皆様並びに関係各位におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、五月の第十五回定時総会を以って、当会専務理事兼事務局長を退任いたしました。

平成二十五年から十三年間に亘り、細谷会長、細田会長、山口会長の三代の会長のもとで事務局運営に携わる機会をいただき、各会長のご指導と温かいご支援により、今日まで職責を果たすことができました。ここに深く感謝申し上げます。

この十三年間は、社会経済環境が

大きく変化した時期でもありました。

税務当局との連携による消費税制をはじめとする税制改正への対応説明会や研修会の開催、新しい公益法人制度への対応など、さらにはコロナ禍における事務局運営や事業継続など、法人会としても多くの課題に直面いたしました。こうした状況の中で、税務当局、税理士会大月支部、全国法人会総連合、山梨県法人会連合会をはじめとする関係機関の皆さまから賜りましたご指導・ご支援は、当会の事業推進にとって大きな力となりました。改めて深く御礼申し上げます。

また、正副会長をはじめ、親会、青年部会、女性部会、各支部の役員の皆さまの深いご理解と惜しみないご協力に支えられ、公益法人の使命である不特定多数の方の利益の増進に寄与するため、税に関する知識の普及および納税意識の高揚並びに地域社会に貢献する活動を中心とした公益目的事業の推進、さらには、福利厚生制度商品の推進協力や会員交

流事業の活性化、法人会全国大会への参加など、数々の事業を前に進めることができました。

また、青年部会・女性部会創立四十周年事業、法人会創立七十周年記念事業では、法人会の歩みを振り返り、地域企業とともに築いてきた歴史の重みを改めて実感いたしました。さらには、全国女性フォーラム山梨大会並びに全国青年の集い山梨大会開催事業に携わることができたことは、私にとって大きな喜びであり、忘れ得ぬ経験となりました。

法人会活動は、地域企業の健全な発展と地域社会の活力向上に寄与する重要な使命を担っています。その一端を担わせていただいた十三年間は、私の人生においてかけがえのない財産となりました。退任後は、顧問という肩書と併せて、一会員として引き続き当会の活動を応援してまいります。末筆ながら、会員企業の皆さまのご繁栄と、大月法人会のさらなる発展を心より祈念し、退任のご挨拶とさせていただきます。

十三年間ありがとうございました。なお、後任には、上杉昇が就任しましたので、私同様にご指導ご支援の程、宜しくお願い申し上げます。

就任の御挨拶

公益社団法人大月法人会

専務理事兼事務局長

上杉 昇



初秋の候 会員の皆様並びに関係各位におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、五月の第十五回定時総会において、当会専務理事兼事務局長に就任いたしました。

七十余年の歴史と伝統ある当会の事務局の任に当たることは、身の引き締まる思いであり、その責任の重さを強く感じております。

当会の発展に向けて、微力ながら新しい職務に、より一層の努力をいたす所存でございますので、前任者同様に役員、及び会員の皆様並びに関係各位の皆様の格別のご指導、ご協力を心からお願ひ申し上げます。新任の挨拶とさせていただきます。

[illegible]

- 
- A small, yellow cartoon dog with large eyes and a blue collar, positioned in the bottom right corner of the page.

(5) 社内 監査	実施の有無	☒ 有	☐ 無
	(法人会 自主点検チェックシート)		

の 計 算 状 況	対 外 実 収 入 計 算 書 給 料 締 切 日	対 外 実 収 入 計 算 書 支 給 日	上 の 関 係 状 況	☐ 電話留守 ☐ 申請書の作成 ☐ 調査立会 ☐ 投票相談 ☐ 決選票の作成 ☐ 投票の整理 ☐ 補選票の記録 ☐ 総選挙区画の記録 ☐ 選挙区画関係事務				
15 帳 簿 類 の 備 付 状 況	帳 簿 書 類 の 名 称		17 加 入 組 合 会 の 状 況	(役職名) (役職名) 営業時間 開店 時 閉店 時 定 休 日 初週 (期月) 曜日 (日)				
月 別	売上 (収入) 金額	仕 入 金 額	外 注 費	人 件 費	源泉徴収 税・税 引	役員 報酬	役 務 費 等	

2. また、「法人事業概況説明書」〈裏面〉17.「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

17 加入組合等の状況	大月法人会会員
	(役職名) (法人会役職名をご記入ください)
	⋮

法人会の会員であることを
ご記入ください。

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。

自主点検チェックシートの概要は、**裏面**をご覧ください。

自主点検チェックシートとは？

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート（国税庁後援）」を作成しています。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。

○点検項目チェック表		I 社内体制			
科目等	点検項目	点検欄			
		9/30	3/31	/	/
1	自社で使用する領収書等は定型化され、担当者の責任の下に保管されていますか。	○	○		
	☐ 会社名は記載されていますか。 ☐ 資格課税費発行事業者である場合、記載要件を満たしていますか。 ☐ 自由に持ち出される可能性はありませんか。 解説 会社名を明記されることを防止します。内部の不正を未然に防止します。一定番号が付けられていれば、なおよいでしょう。				
	重要な書類等（現金、通帳、権利証等）は金庫に保管・施錠し、鍵は適切に保管されていますか。		×	○	
2	☐ 施錠されないところに保管されていませんか。 ☐ 未使用の小切手帳を管理していますか。 ☐ 書置でも開けられるようになっていませんか。 解説 盗難被害を小さくします。内部の不正を未然に防止します。鍵の管理を厳格すると、責任の所在が明確になります。				
	通帳、小切手帳等と印鑑は別の場所に保管されていますか。	○	○		
3	☐ 勝手に出金等ができないようになっていますか。 解説 盗難被害を小さくします。内部の不正を未然に防止します。出金等の承認は知があれば、なおよいでしょう。				

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で84の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を42項目選定した「入門編」もあります。

会社の規模や業種・業態によって当てはまらない項目もあるので、その場合には、「なし」と記入してください。

点検結果記入表 (9月30日点検分)		点検担当者	法人 太郎
点検担当者記入欄		代表者記入欄	
項目番号	点検結果	改善方針	
2	金庫に保管しているが、施錠していなかった。	確実に施錠し、鍵は〇〇が管理すること	

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」のコーナーからダウンロードできます。

また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「経営者のミカタ 法人会自主点検チェックシート」を配信していますので、是非ご活用ください。

お問い合わせ先



大月法人会

電話番号 0554-45-6565

URL <https://otsuki-hojinkai.jp>

第2章 見直そう！
日本の食と健康

1) 日本の特徴と食

①日本の食の地理的な背景



「日本のミネラルウォーターは軟水が多いってられるけど、軟水ってなあに？」



「水の種類は溶け込んでいるカルシウムやマグネシウムの量で軟水、中硬水、硬水に分けられるんだ。日本の名水には軟水が多いよ」

日本は火山帯に位置し、土壌は火成岩が多くなっています。そのため含まれるカルシウムの量は土地が隆起してできたヨーロッパの4分の1ぐらいといわれ、地下水のなかにもあまりミネラルが含まれていません。

また雨がが多く、地形の高低差が大きい川はすぐに海に流れ出てしまい、ミネラルが溶け込む時間がありません。そのような土壌や水で育つので野菜中に含まれるカルシウムの量もヨーロッパに比べ、少なくなっています。

しかし四方を海に囲まれている日本は海産物からたくさんのカルシウムを得てきました。わかめや昆布などの海藻は野菜よりもカルシウム量が多く、ちりめんじゃこなど魚ごとそのままを食べる小魚はカルシウムだけでなく、鉄、たんぱく質の供給源になってきました。

日本人をはじめ、東洋人は昔から海藻を利用してきたので、腸内に消化できる細菌がいる人もいます。

日本の気候帯は温帯で四季があり、季節ごとにいろいろな食材が手に入ります。食材が最も取れる時期を「旬」といいますが、旬の食材は栄養価も高く、味も良いのが特徴です。例えばほうれん草の旬は冬ですが、夏ものと比べるとビタミンCが3倍含まれています。

日本の水はミネラル分が少ないものの、逆の見

方をすればまろやかな軟水で、雨が多く水が豊かだったおかげで、水を利用した調理方法が発達しました。たっぷりの水で野菜をゆでる、水を吸わせながら炊くご飯を炊く、汁物、蒸し物は水が良いから発達した調理方法です。だしやおひたし、おさしみ、冷奴、流しそうめんなどは、水が豊富で質が良いのでできる料理です。



②日本の食の文化的背景

仏教が伝来して文明開化まで、日本人は仏教の教えに従い肉食をしませんでした。たんぱく源は魚介類や大豆から摂り、独自の調理方法や加工品を生み出してきました。

私たちが当たり前で食べる刺身や卵かけご飯など、「生」で食べることも世界的には珍しい食べ方です。生の食品は食中毒リスクが高く、外国の食文化では発達しませんでした。日本は四方が海で新鮮な魚介類がすぐ手に入ること、衛生的あることを好む国民性が生で食べる文化を育てました。

近年、海外でもヘルシーだと人気のある豆腐ですが、それ以外にも大豆からみそ、きな粉、油揚げ、卵の花、がんもどき、豆乳、納豆、枝豆、モヤシなどがつくられてきました。大豆は主食である米に足りないアミノ酸を多く含んでいるので、米と大豆と一緒に摂るとたんぱく質の質が向上します。



【7つの間違い探しの答え(17ページ掲載)】 ①竜の向き(中上) ②虎の目線(中央) ③虎の尻尾(右中)
④姫の裾の柄(左下) ⑤綱(中下) ⑥花びら(中下) ⑦影(中下)



神社めぐり

第64回

牛倉神社(旧指定村社)

鎮座地 上野原市上野原一六〇二

御祭神 保食神・須佐之男命

天兒屋根命・武甕槌命

経津主命

例祭日 九月五日

宮司 中村宗彦

境内地 一四五一坪

氏子戸数 一五〇〇戸

由緒沿革

創建年月は不詳。天王森の愛称で崇敬されている。甲斐国風土記残篇に都留郡の東、古郡幸燈明神とある。永禄九年(二五六六年)加藤丹後守景忠が再営、後に何度かの改修を経て、明治五年に郷社に列せられる。

牛倉神社の名前の由来は「昔この辺りを治めていた『ウシ』と称する神人がいて、そのウシが東征する日本武尊の後をついて一緒に行ってしまった。そこで村人は神社を建てウシを祀り、神社をウシ倉神社とした」との伝説に因ります。





ホテル鐘山苑

〒403-0032
山梨県富士吉田市
上吉田東9-1-18
TEL0555-22-3168
FAX0555-22-3935

随時ブライダルフェア開催中です
詳しくはホームページをご覧ください
検索は【ホテル鐘山苑 ウェディング】



Hotel Kaneyamaen